

労使ネット
とっとり 鳥取県個別労働関係紛争
あっせん制度のご案内

簡易・迅速

公正・中立

無料

ひとりで悩まず、まず相談！

解決



解雇

退職

マタハラ

配置転換

賃金未払

パワハラ

雇止め

セクハラ

⋮

労使ネットとっとり
マスコットキャラクター
「聞くゾウくん」

労使ネットとੱとりは、労働相談&あっせん等を行う
鳥取県の公正・中立な行政機関です。

経験豊富なあっせん員が話し合いによる解決をお手伝いします！

労使ネットとੱとり

鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター

●相談・問合せ専用ダイヤル（携帯電話・IP電話でも通話可能）

0120-77-6010

※相談受付時間 平日8:30~17:15

あっせん制度とは？

この制度は、県の条例（※）に基づくもので、労働者個人と事業主の間で生じた労働条件や雇用などの**職場のトラブル**について、話し合いがまとまらない場合、**あっせん員**が当事者双方の事情を聴いて問題点を整理し、助言等を行って**話し合いによる歩み寄り**を促すことで、トラブルの解決をお手伝いする制度です。

※鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）

point

多くの費用や時間がかかる裁判に至る前に（紛争の火種が小さいうちに）簡易・迅速に解決を図ることができる点で、当事者双方にメリットがある制度です。



あっせん制度は、裁判とは異なり、証拠に基づいて事実認定をしたり、制裁を科したりする制度ではありません。あっせん員が双方の事情を聴いて歩み寄りを促しますが、**合意を強制するものではない**ため、**お互いに誠意と譲り合いの精神をもって主体的に話し合いに臨むことが大切です。**

あっせん員とは？

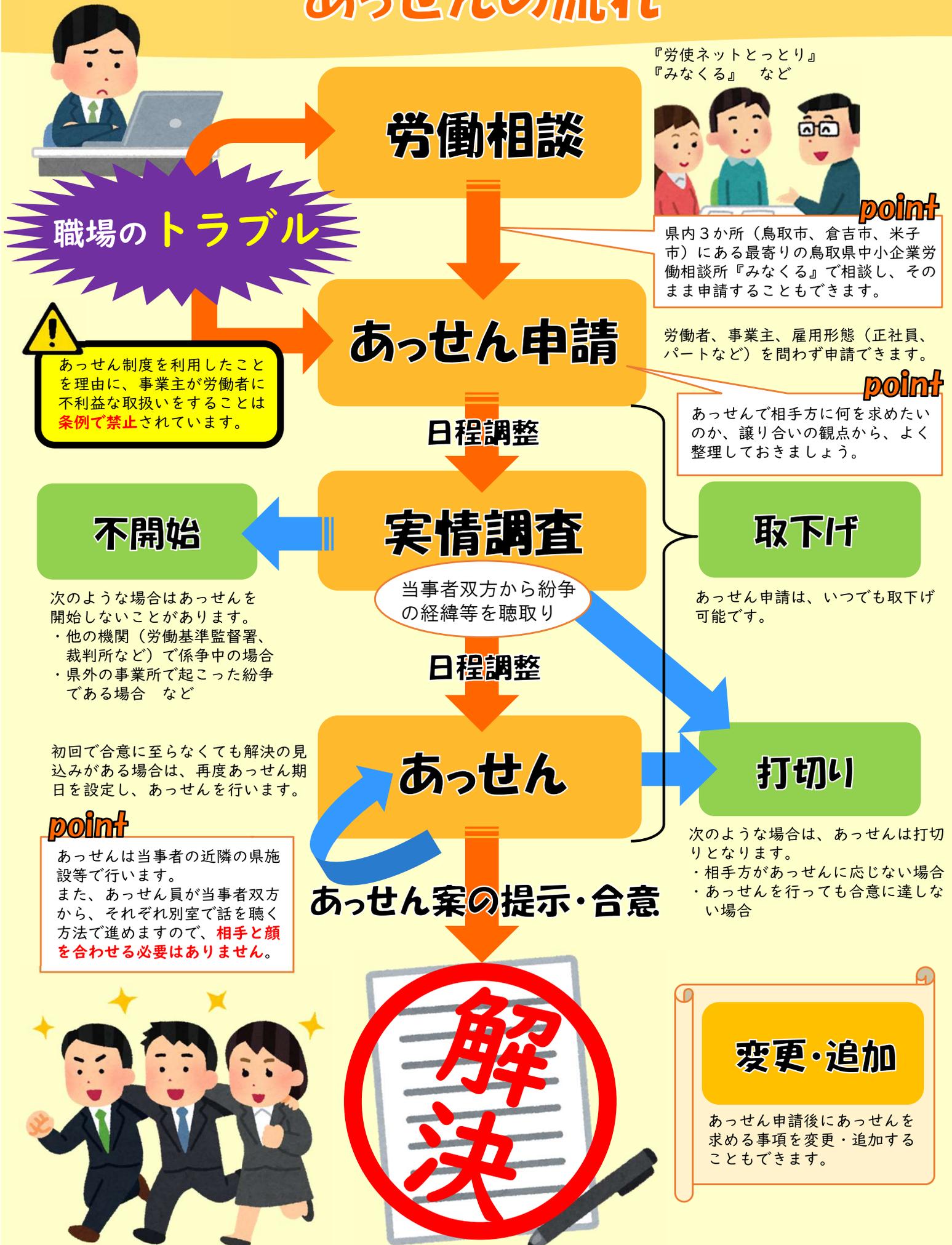
トラブルの解決をお手伝いするあっせん員は、**公益を代表する者**（弁護士など）、**労働者の利益を代表する者**（労働組合の役員など）、**使用者の利益を代表する者**（会社の経営者など）の**三者で構成**されます。異なる立場のあっせん員が複数で対応することにより、労働者と事業主双方の事情をより理解し、公正・中立にあっせんを行います。

公・労・使の三者構成



※あっせん員は、鳥取県ホームページで公開されている鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から、紛争の内容や地域性等を勘案し、原則として、公労使各1名ずつが指名されます。

あっせんの流れ



※あっせん期日には、原則として3名のあっせん員と申請者、被申請者が出席しますが、代理人や事情をよく知る補佐人も許可を得て出席することが可能です。必要に応じて、申請時や実情調査などの機会にその旨をお申し出ください。

類似する紛争処理制度との違い

実施機関	労使ネットとっとり	鳥取労働局	鳥取地方裁判所
制度の名称	個別労働関係紛争 あっせん制度	紛争調整委員会による あっせん制度	労働審判制度
実施体制	公労使を代表する 三者構成	学識経験者 1 名	裁判官 1 名 労使の経験者 2 名
費用	無料	無料	有料（申立手数料等）
公開の有無	非公開	非公開	非公開 (ただし、訴訟に移行すると原則公開)
相手方の手続参加	任意	任意	正当な理由のない不出頭には 過料の制裁あり
回数制限	なし	1 回	原則 3 回以内
合意成立の効果	民法上の和解契約	民法上の和解契約	裁判上の和解 (異議のない審判を含む)※1
時効の完成猶予	なし	あり※2	あり※3

※1 異議のない労働審判は、裁判上の和解と同一の効力があり、強制執行の申立てが可能です。

※2 打切りの旨の通知を受けた日から30日以内に訴えを提起した場合、あっせん申請時に訴えの提起があったものとみなされ、一定期間、時効が完成しません（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第16条、民法第147条）。

※3 労働審判に対し適法な異議の申立てがあった場合、労働審判手続の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、一定期間、時効が完成しません（労働審判法第22条、民法第147条）

労働相談・あっせん申請はこちらへ



鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター
鳥取市東町一丁目271 県庁第2庁舎7階

■電話 **0120-77-6010** ※県内フリーダイヤル
※携帯電話・IP電話通話可能
■相談時間 平日8:30～17:15（事前予約により18:30まで延長可）



ホームページ



鳥取県中小企業労働相談所

■相談時間 平日9:00～17:30

※窓口相談、電話相談、LINE相談を行っています。
※Emailによる相談はminakuru@roufuku.jpまで
※第1土曜日交互に窓口を開所しています。(奇数月は鳥取、偶数月は米子)



LINE相談
ID:@544bsrzn



窓口相談予約



みなくる鳥取
電話 0120-451-783
鳥取市天神町30-5
(中国ろうきん鳥取支店2階)



みなくる倉吉
電話 0120-662-390
倉吉市見日町317
(種部ビル2階)



みなくる米子
電話 0120-662-396
米子市東町189-2
(西部労働者福祉会館・中国ろうきん米子支店となり)